

資料 3

建築・都市整備・道路委員会
平成 27 年 2 月 16 日
道 路 局

一般財団法人横浜市道路建設事業団に対する本市貸付金の取り扱いについて

1 本市貸付金の概要

本市貸付金は、昭和 62 年度から平成 7 年度にかけて、一般財団法人横浜市道路建設事業団（以下「事業団」という。）へ、環状 2 号線などの用地取得や建設資金として **500 億円を無利子で貸し付けた**ものです。

9 年度以降は償還期限を迎える都度、**民間金融機関からの有利子借入**（以下「**民間有利子借入**」という。）の利息負担を抑制する目的で、有利子借入金を優先的に返済するために貸付期間の延長を行ってきましたが、この度、27 年 3 月 31 日に償還期限を迎えることから、今後の貸付期間の取り扱いについて御報告します。

【25 年度末債務総額 約 1,071 億】

本市貸付金 500 億

民間金融機関 約 532 億

NTT

※NTT 約 39 億円

2 前回延長時からの経緯

(1) 24 年度末の償還期限延長

25 年 2 月 20 日の当委員会において、**民間有利子借入**の早期返済に向け補助スキームを再検討するための期間として、**本市貸付期間を 2 年、26 年度末まで**の延長を御報告しました。

(2) 民間有利子借入の早期返済に向けた補助スキームの再検討

ア 26 年 8 月に処理期間の短縮や利息負担額の縮減、返済業務における事務処理の効率化を目的に民間金融機関からの借入方法や条件の見直しを行いました。

イ 26 年 12 月には「横浜市中期 4 か年計画」において、更なる処理期間の短縮、利息負担額の縮減を実現するため、事業団に対する財政支援額を現行の 40 億円から 10 億円を積み増し、50 億円とする方向性を位置付けました。

ウ 縮減効果は今後の社会情勢等による金利の状況にもよりますが、試算では**返済期間として約 5 年の短縮、利息負担額として約 76 億円の減額**を見込んでいます。

3 本市貸付金の貸付期間

本市貸付金の貸付期間については、見直した補助スキームを維持・検証していくため、また、あわせて本市貸付金の処理手法の検討を行うため、期間を延長します。

延長期間としましては、今後改めて中期的な視点での行財政運営の取組の方向性を検討する時期にあわせ、**27 年度から 30 年度までの 4 年間を貸付期間**とし、その後につきましては、これらを総合的に検討した結果を踏まえ、貸付期間を定めていきます。